

福岡県公報

令和七年十月七日
第六百三十五号
増刊
①

目次

規則 (第四十三号)

○福岡県本庁舎一般外来駐車場管理規則

(財産活用課) …………… 一

規則

福岡県本庁舎一般外来駐車場管理規則を制定し、ここに公布する。

令和七年十月七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第四十三号

福岡県本庁舎一般外来駐車場管理規則

(趣旨)

第一条 福岡県行政財産使用料条例(昭和三十九年福岡県条例第十五号。以下「条例」という。)**第三条**第二号の本庁舎一般外来駐車場(以下「外来駐車場」という。)の管理については、福岡県庁内管理規則(昭和四十三年福岡県規則第五十号。以下「庁内管理規則」という。)**二**に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(供用時間)

第二条 外来駐車場の供用時間は、午前零時から午後十二時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、庁内管理者(庁内管理規則**第四条**第一項に規定する「庁内管理者」をいう。以下同じ。)**ハ**は、外来駐車場の維持補修その他管理上の理由により必要がある場合には、同項に規定する時間を変更することができる。

(駐車することができる自動車)

第三条 外来駐車場は、庁内管理規則**第十五条**第一項の規定にかかわらず、庁舎(行政棟、議会棟及び警察棟をいう。以下同じ。)**ニ**に用務がない者であっても、使用するこ

とができる。

2 外来駐車場に駐車することができる自動車の車種、長さ、幅及び高さ並びに事由は、別表のとおりとする。

(使用の手続等)

第四条 自動車を駐車するため外来駐車場を使用する者(以下「使用者」という。)**ハ**は、外来駐車場に自動車を入場させるときに、駐車券の交付を受けなければならない。**2** 前項の規定により駐車券の交付を受けた者は、外来駐車場の使用の許可を受けたものとみなす。この場合において、福岡県財務規則(昭和三十九年福岡県規則第二十三号)**第二百六条**及び**第二百二十条**の規定は、適用しない。

(使用料の納付)

第五条 使用者は、外来駐車場から自動車を出場させるときに、**条例第三条**に規定する使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第六条 **条例第五条**第五号の規則で定める自動車は、次の各号のいずれかに該当する自動車とする。

一 道路交通法(昭和三十五年法律**第一百五号**)**第三十九条**第一項に規定する緊急自動車

二 国及び地方公共団体の職員等が緊急を要する公務を行うため使用する自動車
三 次のいずれかに該当する自動車であつて、平日に庁舎に用務のある者の使用に係るもの

イ 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律**第二百八十三号**)**第十五条**に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者が乗車する自動車

ロ 療育手帳の交付を受けている者が乗車する自動車

ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律**第二百二十三号**)

第四十五条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が乗車する自動車

ニ 身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令**第十五号**)**別表第五号**に規定する一級若しくは二級の身体障害者、福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施

定期発行日 毎週火金曜日

〔発行〕 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)
〔作成〕 〒812-0011 福岡市中央区高砂一丁目6-19 株式会社西日本高速印刷 (電話 092-531-1766)

行規則（平成八年福岡県規則第五十五号）第九条第五号に規定する身体障がいのある人、口に掲げる者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第六条第三項に規定する一級若しくは二級の精神障害者の介護人が運転する自動車

四 その他庁内管理者が必要と認める自動車

（遵守事項）

第七条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 外来駐車場の施設若しくは設備又は他の自動車を損傷し、又はき損しないこと。
- 二 みだりに騒音を発しないこと。
- 三 他の自動車の駐車又は通行を妨げないこと。
- 四 外来駐車場内の標識、標示等に従うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、外来駐車場の管理上支障を及ぼすおそれのある行為をしないこと。

（損害賠償）

第八条 外来駐車場における事故、盗難等県の責めによらないで生じた損害については、県は一切その責めを負わない。

（外来駐車場を使用する者に対する指示等）

第九条 庁内管理者は、外来駐車場の適正な管理及び使用のために必要があると認めるときは、使用者に対し必要な指示をすることができる。

2 使用者が、この規則の規定に違反したとき、又は前項の規定による指示に従わなかったときは、庁内管理者は、庁内管理規則第十六条の規定に基づき当該使用者に対し外来駐車場からの退去その他外来駐車場の管理上必要な措置を命ずることができる。

附 則

この規則は、令和八年一月五日から施行する。

別表（第三条関係）

区分	車 種	長さ、幅及び高さ	事 由
地上	道路交通法第三条に規定する普通自動車	長さ五・〇メートル以下及び幅二・〇メートル以下であるもの	身体的理由等により階段の使用が困難な者が乗車する車両又はその他地下への駐車が困難である車

地下	長さ五・〇メートル以下、幅二・〇メートル以下及び高さ二・一メートル以下であるもの	制限なし
----	--	------

備考 この表において、長さ、幅及び高さとは、積載物及び取付物を含む長さ、幅及び高さをいう。